

仕様書

1 委託業務の名称

京都市醍醐交流会館ホール活用プロジェクト企画運営委託業務

2 履行期間

契約締結の次の日から令和9年3月31日まで

3 契約金額の上限

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額には、業務の実施に当たり発生する全ての費用を含む。

4 支払条件

原則、本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

ただし、業務遂行に当たり、事前に資金を必要とすると認められる場合は、委託金額の30%を上限に前金払も可とする。

なお、契約締結後の追加費用の支払は不可とする。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであることに留意すること。

6 事業目的

「市民相互間の交流を促進するとともに、音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物を行う施設」として設置した京都市醍醐交流会館（以下、「同会館」という。）について、「「meetus 山科-醍醐」みんなで創るまちPLAN」に掲げる新しい公共空間の使われ方の検証及び、文化のまちの実現に向け、同会館のホール（以下、「同ホール」という。）を活用した文化芸術事業を企画・運営し、発表の場を創出することで、市民が身近な地域で文化芸術に親しむ機会の提供と周辺団地へのアーティスト移住促進に向けた試行的な取組を行う。

7 委託業務の内容

以下の業務について、本市と十分協議のうえ実施すること。なお、以下に掲げる業務内容は現時点の想定であり、詳細については、本市との協議を経て確定させるものとする。

(1) 同ホールを活用したイベント等の実施

「「meetus 山科-醍醐」みんなで創るまちPLAN」に則って同ホールを活用し、以下ア～ウのいずれかに該当する事業を契約期間中に1回以上実施すること。

ア 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等の実演（リハーサルは公開含む）

イ 美術、工芸、写真、華道、書道等の展示及び体験型、参加型のワークショップ

ウ その他、文化的な催し物として、今後のホール活用のモデルとなる事業

なお、イベント等の実施に当たっては、以下の点を加味した内容とすること。

- ・ 子どもから高齢者、障がいのある方など多様な市民が参加し、交流できる事業であること。
- ・ 周辺団地等へのアーティスト移住促進に向けた政策検討に資する事業とすること。
- ・ 必要に応じて同ホールロビー又はパセオ・ダイゴロー西館2階アトリウムなど、醍醐駅周辺の公共空間を活用すること。

(2) 市民等ニーズ調査

(1) 事業実施時に、来場者に同ホールの在り方に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は本市と協議のうえ、確定すること。

(3) アーティスト等ニーズ調査

(1) 事業実施時に、ホールを使用したアーティスト等にアンケート又はヒアリングを実施し、同ホールの設備や内装、利用方法等のニーズ把握を行うこと。

(4) 市民等ニーズ調査の取りまとめ及び分析

(2) 及び(3)において実施した市民等ニーズ調査の結果を取りまとめ、分析を行うこと。

(5) 事業の推進に当たってのスケジュール管理や関係者、関係団体との調整等の進捗管理を行うこと。

(6) 事業の実施に当たっては、本市と連携し、SNS等を積極的に活用して広報を行うこと。 なお、印刷物がある場合は、内容や数量を本市と協議のうえ決定する。

(7) 以下の資料を電子データにて提出すること。

ア 事業完了届出書

イ 実施報告書

※ 実施報告書の実際に取りまとめに関しては、本市と協議のうえ進めること。

ウ 本業務で取得又は作成した資料一式

エ 請求書

8 留意事項

(1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、提出された当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容及び本業務委託を通して知り得た情報を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市の担当者に確認し、その指示に従うこと。

(4) 各種法令及び基準等を守ること。

(5) 各種業務の実施に当たっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。

9 非常時の対応

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

10 その他

その他本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、本市と協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。